

## 質問回答書

業務名：郡山市まちづくり基本指針等策定支援業務

1	質問	委託業務内容（２）キ（３）ア 等 貴市の考える「若者」の定義や「若者」としてイメージされている像をご教示ください。
	回答	本業務における「若者」については、策定方針「７ 基本指針の策定体制（３）市民参画 イ」に記載のとおり、「将来の郡山市を担う、高校、大学等に通う若者」を想定しています。
2	質問	委託業務内容（５） 郡山市総合計画審議会の開催時期について、郡山市議会の実施時期を目安に議会前に行う認識で齟齬はないかご教示ください。
	回答	郡山市総合計画審議会の実施時期については、令和７年度の開催を予定しており、議会の開催時期や基本指針策定の進捗等を考慮の上決定します。
3	質問	委託業務内容（５） 過去の郡山市総合計画審議会の運営手法をご教示ください。
	回答	郡山市総合計画審議会では、郡山市長が委嘱した委員が諮問機関として基本指針案の審議及び、大綱ごとに設置した分科会において分野別の審議を行いました。 なお、郡山市が事務局として運営しました。 現基本指針策定時（平成 29 年度） 委員 40 名 現基本指針の後期見直し時（令和 3 年度） 委員 29 名 （参考： <a href="#">市ウェブサイト「あすまちこおりやま(郡山市まちづくり基本指針)」</a> ）
4	質問	業務委託内容（７） 基本指針の目標設定、進行管理の仕組みづくり支援について、現行の達成目標や成果指標の設定方法及び P D C A サイクル等の進行管理の具体的手法、指標の設定者、設定時期及び評価者、評価時期、評価方法等のプロセスをご教示ください。
	回答	現基本指針の達成目標及び成果指標については、分野別将来構想の実現のためのアウトカム指標をバックキャスト思考により整理し、過去の実績等も踏まえ、各事業の担当部署と協議の上、市で設定しています。 P D C A サイクルについては、毎年ローリング方式で各所属による評価等を実施しており、7 月頃に事務事業評価（前年度事業）、10 月までに次年度の事務事業の精査を行い、その結果を次期行政計画（実施計画）及び当初予算に反映しています。
5	質問	実施要項 5.（１）提出書類 エ企画提案書（ア）～（エ） 提出物に関して、（オ）企画提案書（様式 5）および企画提案別紙（任意様式）のみではなく、（ア）履行実績（様式 3）～（エ）業務工程（任意様式）に関しても各 6 部用意が必要との認識で齟齬はないかご教示ください。
	回答	ご認識のとおりです。なお、（ウ）～（エ）含めて 30 ページが上限です。

6	質問	<p>実施要領別表 選定基準</p> <p>配点の合計 100 点に対して「評価点の合計が 250 点未満の場合は不採用とし、審査結果」とのことですが、別表に記載のない選定基準が存在するかどうか確認させてください。</p>
	回答	<p>郡山市まちづくり基本指針等策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領における別表選定基準以外の基準はありません。郡山市まちづくり基本指針等策定支援業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱における委員 5 名の評価点の合計が 250 点未満の場合は不採用となります。</p>